

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年7月28日（令和7年（行個）諮問第216号）

答申日：令和8年6月10日（令和8年度（行個）答申第54号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる11文書（以下、順に「文書番号1」ないし「文書番号11」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和7年1月29日付け新労発基0128第1号により新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書及び資料については、同人が、諮問庁の閲覧に供することは適当ではないとしていることから、記載しない。

（1）趣旨

審査内容には違法性等の疑義があり、認定内容が当方にとって不利益があるため、全部開示をしてもらいたい。

（2）理由

ア 自分が伝えた内容と相違があり、内容の確認が必要なため。

相手の主張とこちらが所持している証拠（音声データなど）の差異があるので、内容の確認を必要とするため。

イ 違法に類することがあるので、その内容の確認をするため。

偽装請負は当主張における重要な争点であり、新潟労働局特定室も違法を認めているにもかかわらず、違法性を認定した内容になっていない。その内容の確認を必要とするため。

ウ 審査内容に疑義があるため。

審査官が当方に確認せず、会社側の一方的な内容や違法性等が認定されていない審査であり、その内容の確認を必要とするため。

エ 名誉棄損及び、社会的地位を著しく低下させる内容になっているため。

会社等の命令が偽装請負等の違法性のある命令であり、それに対する意見である内容を単なる会社との意見の相違とされている判断は、当方の名誉棄損及び社会的地位を著しく低下させるものであり、その内容を確認する必要があるため。

オ 審査官の文章が改ざんされているため。

提出した文章が審査官により改ざん等がされており、事実性が異なっているので、その確認が必要なため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年12月5日付け（同日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

(2) これに対し、処分庁が原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和7年4月25日付け（同月28日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分における不開示部分について、法78条1項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 対象保有個人情報の特定について

(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、文書番号9の③及び文書番号11の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等に関する内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の④、文書番号7の①及び文書番号9の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の③、文書番号5の①、文書番号6の②、文書番号7の②及び文書番号9の②の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項3号イ及びロ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①及び文書番号5の②の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項3号イに該当する。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の④及び文書番号6の①の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法78条1項3号イに該当する。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の③の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであるから、法78条1項3号ロに該当する。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、文書番号9の③及び文書番号11の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容に関する内容であり、これ

らの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（ア）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、審査請求人以外の第三者が心理的に大きな影響を受け、審査請求人以外の第三者が把握・認識している事実関係について申述等することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

- (イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の④、文書番号7の①及び文書番号9の①の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、専門医及び主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

- (ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の③の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない情報であり、行政機関の要請を受けて、その内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法78条1項7号柱書きに該当する。

エ 法78条1項7号ハ該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の⑤の不
開示部分は、国の機関が行う指導監督事務に関する情報である。この
情報が開示された場合には、指導監督事務において正確な事実の把握
を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しく
はその発見を困難にするおそれがあるから、法78条1項7号ハに該
当する。

オ 新たに開示する情報について

別表の(注)4に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号
3の⑤及び文書番号5の⑥は、法78条1項各号のいずれにも該当し
ないから、新たに開示するのが妥当である。

カ 小括

上記ア～オのとおり、原処分において不開示とした部分のうち、別
表の(注)4に掲げる情報については、法78条1項各号のいずれに
も該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分
等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法78条1項該当
号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当
である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分の
うち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持するこ
とが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和7年7月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月26日 | 審議 |
| ④ 同年9月17日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 令和8年5月25日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年6月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処
分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号、
3号イ及びロ並びに7号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処
分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示
を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち一部を開示するとし(上記第

3の3(2)オ)、その余の部分(以下「不開示維持部分」という。)については不開示を維持するのが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の4欄に掲げる部分)について

ア 通番5の4欄に掲げる部分

当該部分は、特定法人の時間外労働・休日労働に関する協定届及び1年単位の変形労働時間制に関する協定届(以下「特定法人の協定届」という。)に記載された労働者の過半数で組織する労働組合を代表する者又は労働者の過半数を代表する者の職名であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

時間外労働・休日労働に関する協定及び1年単位の変形労働時間制に関する協定(以下「36協定等」という。)については、労働基準法106条1項により、事業場の労働者に対する周知義務があり、また、36協定等は、審査請求人が当該法人の労働者であった期間に係るものであるから、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法78条1項2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番7の4欄に掲げる部分

当該部分は、事業場提出資料のうち、特定労働基準監督署の求めに応じて特定法人が提出した特定法人全体の詳細な組織図及び特定事業場の名簿の一部である。

当該部分は、原処分で開示されている情報(文書番号5の19頁)から審査請求人が推認できる内容又は特定事業場の労働者であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項3号ロ及び7号柱書きに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番9の4欄に掲げる部分

当該部分は、(i)労働者派遣事業関係指導監督記録(甲)に記載された「指導監督年月日」欄、「交付年月日」欄、「訪問/呼出」欄及び「受領年月日」欄、(ii)是正指導書に記載された「発出年月日」

の記載である。

当該部分は、それぞれが行われた日付を示したものの若しくは特定法人に対する指導監督の態様が訪問若しくは呼出しのいずれであったかを示すものにすぎないか、又は、原処分で開示されている情報（文書番号5の221頁の事務連絡「労働者派遣事業に係る是正指導について（是正指導）」の発出年月日）から審査請求人が推認できる情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項7号ハに該当せず、開示すべきである。

エ 通番16（文書番号9の③-2部分に限る。）及び通番17の4欄に掲げる部分

当該部分は、（i）特定労働基準監督署の調査官が作成した請求書訂正・追加事項確認調書に記載された事務的な確認内容及びこれに対する事務的な回答内容であり、いずれも審査請求人が知り得る内容であると認められ、また、（ii）特定労働基準監督署の調査官が関係者から聴取した聴取書に記載された形式的な部分であり（他の聴取書のこれに相当する記載は原処分において全て開示されている。）、原処分において開示されている情報（文書番号3の56頁）から審査請求人が推認できる内容であると認められる。当該部分には、法78条1項2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれておらず、また、当該部分が上記の性質のものであることに照らせば、これを開示することにより、労働基準監督機関における労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（2）その余の部分（別表の4欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法78条1項2号該当性について

通番3、通番5（文書番号5の①-2部分を除く。）、通番11、通番13、通番15及び通番16（文書番号9の③-1部分に限る。）の不開示維持部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）は、（i）地方労災医員意見書に記載された地方労災医員の署名、（ii）使用者報告書に記載された特定法人の職員の氏名、（iii）特定法人の協定届及び1年単位の変形労働時間制に関する協定に記載された労働者の過半数で組織する労働組合を代表する者又は労働者の過半数を代表する者

の署名及び印影並びに特定法人の協定届に記載された提出代行者である社会保険労務士の氏名及び電話番号、(iv) 人事考課集計表に記載された各評価者の氏名、(v) 出勤簿に押印された審査請求人以外の個人の印影、(vi) 労働者派遣事業関係指導監督記録(甲)に記載された特定法人の受領者職名並びに受領者署名及び印影、(vii) 事業場提出資料である源泉徴収簿兼賃金台帳に記載された出力者情報、(viii) 事業場提出資料に添付された特定個人の名刺、(ix) 特定健康保険協会から特定労働基準監督署長宛ての療養給付記録の照会について(回答)に記載された担当者氏名、(x) 主治医意見書に記載された主治医の署名及び印影、(xi) 特定労働基準監督署の調査官が作成した請求書・追加事項確認調書に記載された特定医療機関の担当者の職氏名であり、当該部分は、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地もない。

なお、個人の署名及び印影については、審査請求人がその氏名を知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。

さらに、地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、通番16(文書番号9の③-1部分に限る。)については、同項7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性について

通番1、通番6、通番8及び通番10の不開示維持部分は、(i) 調査復命書及び事業場提出資料の一部である使用者報告書等に記載された特定時点における特定法人の労働者数、(ii) 特定法人の協定届及び1年単位の変形労働時間制に関する協定に押印された特定法人の印影及び(iii) 特定健康保険協会から特定労働基準監督署長宛ての療養給付記録の照会について(回答)に押印された特定健康保険協会の印影である。

当該部分は、(i) 特定法人の経営資源の規模を示す内部管理情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保等の面において、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある、又は(ii) 文書が真正

に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該特定法人及び当該協会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性について

通番2、通番4、通番7（文書番号5の③-1の21頁ないし23頁及び③-2部分に限る。）、通番12、通番14及び通番17の不開示維持部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）は、（i）特定労働基準監督署の調査官が関係者から聴取した聴取書等の記載及びそれらを引用し、又はその内容を基に作成した調査復命書並びに資料一覧の記載、（ii）特定労働基準監督署の照会に対して主治医が提出した意見書の記載及びそれらを引用した調査復命書の記載、（iii）事業場提出資料のうち、特定労働基準監督署の求めに応じて特定法人が提出した特定法人全体の詳細な組織図及び一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報である。

当該部分は、これを開示すると、（i）労災給付請求者等からの批判等を恐れ、医師若しくは被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な意見、申述等を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側若しくは事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避する、又は（ii）当該法人を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、それぞれの通番の2欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法78条1項7号ハ該当性について

通番9の不開示維持部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）は、（i）労働者派遣事業関係指導監督記録（甲）に記載された「指導監督の端緒」欄、「新規／継続」欄、「法条項」欄、「違反事項及び是正のための措置」欄及び「是正期日」欄、（ii）是正指導書に記載された「法条項」欄、「違反事項及び是正のための措置」欄及び「指定期日」欄、（iii）特定法人が新潟労働局に提出した労働者派遣法違反の是正に係る具体的かつ詳細な記載であると認められる。

当該部分は、新潟労働局が指導監督を実施した結果に基づく労働基

準監督機関としての処理方針及び特定法人から収集した資料に係る情報であると認められ、これを開示すると、同機関が行う指導監督に係る調査手法・内容等の一端が明らかとなって、同機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号ハに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 通番5（文書番号5の①-2部分に限る。）及び通番7（文書番号5の③-1の24頁に限る。）の不開示維持部分（別表の4欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、特定法人から特定労働基準監督署に提出された資料の一部であり、審査請求人以外の職員に関する勤務シフト及び特定事業場の名簿に関する情報が記載されている。

当該部分について、諮問庁は、法78条1項2号又は同項3号ロ及び7号柱書きに該当する旨説明するが、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人ごとに、それぞれ記載された特定の個人に係る情報であり、審査請求人を識別することができる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同項2号、3号イ並びに7号柱書き及びハに該当すると認められるので、同項3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号、3号ロ並びに7号柱書き及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

審査請求人が令和6年特定月日付けで特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた労災保険の休業補償給付に係る請求書、不支給決定決議書、調査復命書及び添付書類一式（不支給決定の理由が分かる文書一式）

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- | | |
|--------|-------------|
| 文書番号1 | 決議書 |
| 文書番号2 | 請求書 |
| 文書番号3 | 調査復命書 |
| 文書番号4 | 請求人提出資料 |
| 文書番号5 | 事業場提出資料 |
| 文書番号6 | 療養給付記録の照会 |
| 文書番号7 | 主治医意見書等① |
| 文書番号8 | 請求人聴取書等 |
| 文書番号9 | 主治医意見書等② |
| 文書番号10 | 請求人面談・電話確認書 |
| 文書番号11 | 関係者聴取書 |

別表

1 文書番号、対象文書名	2 不開示を維持する部分等		3 通番	4 2 欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法 7 8 条 1 項 該当号		
3 調査復命書	① 1 頁 労働者数	3号イ	1	—
	② 4 頁ないし 6 頁、8 頁ないし 3 9 頁、4 5 頁、4 9 頁ないし 5 2 頁、5 6 頁 不開示部分 (⑤ 部分を除く。)	2 号、7 号 柱書き	2	—
	③ 5 3 頁 地方労災医員の署名	2 号	3	—
	④ 4 1 頁及び 4 2 頁 主治医意見内容に関する記載部分	2 号、7 号 柱書き	4	—
5 事業場提出資料	①-1 1 頁、8 9 頁ないし 9 1 頁、9 7 頁ないし 1 3 5 頁、1 8 0 頁、1 8 1 頁 特定個人の職名、氏名、印影、署名、電話番号 (⑥ 部分を除く。) ①-2 1 4 3 頁ないし 1 6 6 頁 特定個人の氏名、シフト内容 ①-3 1 6 7 頁ないし 1 7 2 頁 出力者情報 ①-4 2 3 6 頁 特定個人の名刺	2 号	5	・ 8 9 頁 労働者過半数を組織する労働組合を代表する者又は労働者過半数を代表する者の職名 ・ 9 0 頁 労働者過半数を組織する労働組合を代表する者又は労働者過半数を代表する

				者の職名
		② 1 頁、2 2 0 頁 労働者数	3 号イ 6	—
		③ - 1 2 1 頁 ないし 2 4 頁 不開示部分 ③ - 2 1 8 2 頁ないし 2 1 9 頁 不開示部分	3 号イ 7 ロ、7 号 柱 書 き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 1 頁 (役員構成) 代表 取締役社長 の氏名 ・ 2 2 頁 (役員構成) 代表 取締役社長 の氏名、受付 電話交換係の 審査請求人の 職氏名 ・ 2 3 頁 (役員構成) 代表 取締役社長 の氏名、受付 電話交換係の 審査請求人の 職氏名 ・ 2 4 頁 「令和 4 年 1 2 月」の 梓 の 1 行 目、「令 和 3 年 1 2 月」の 梓の 1 行 目、「令 和 2 年 1 2 月」の 梓の 1 行 目
		④ 8 9 頁ない し 9 1 頁 法人	3 号イ 8	—

		の印影			
		⑤ ・ 179 頁ないし181 頁 事業場への指導監督に関する記載部分 ・ 222 頁ないし225 頁 事業場への是正指導に関する記載部分	7号ハ	9	・ 180 頁「指導監督年月日」欄、「交付年月日」欄、「訪問／呼出」欄、「受領年月日」欄（日付部分のみ） ・ 181 頁「指導監督年月日」欄、「交付年月日」欄、「訪問／呼出」欄、「受領年月日」欄（日付部分のみ） ・ 222 頁「発出年月日」 ・ 223 頁「発出年月日」 ・ 224 頁「指導監督年月日」欄、「交付年月日」欄、「訪問／呼出」欄 ・ 225 頁「指導

					監督年月日」欄、「交付年月日」欄、「訪問／呼出」欄
6	療養給付記録の照会	① 1頁 法人の印影	3号イ	10	—
		② 1頁 特定個人の氏名	2号	11	—
7	主治医意見書等①	① 2頁 主治医意見内容	2号、7号柱書き	12	—
		② 3頁 主治医の印影	2号	13	—
9	主治医意見書等②	① 1頁 主治医意見内容	2号、7号柱書き	14	—
		② 2頁 主治医の署名	2号	15	—
		③-1 8頁 聴取内容（「確認相手」欄11文字目ないし16文字目に限る。） ③-2 8頁 聴取内容（③-1部分を除く。）	2号、7号柱書き	16	8頁全て（「確認相手」欄11文字目ないし16文字目を除く。）
11	関係者聴取書	① 1頁ないし116頁 聴取内容	2号、7号柱書き	17	9頁7行目及び8行目

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
2 2欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。
3 原処分で全部開示された部分（文書番号1、文書番号2、文書番号4、文書番号8及び文書番号10）は含まない。
4 諮問庁が新たに開示するとしている上記第3の3（2）オに掲げる部分（文書番号3の⑤及び文書番号5の⑥）は含まない。